



児童手当制度変更のお知らせ

～大切な2つのお知らせです。ご確認ください～



※令和4年6月から児童手当の制度が一部変更となります。

(1) 現況届の提出が原則不要になります！！

⇒一部の受給者に関しては引き続き現況届の提出が必要となります。

※

(2) 特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます。

⇒児童を養育している人の所得に応じて手当額を支給していましたが、
所得上限限度額を新設し、所得が上限額以上ある場合には支給されません。

○上記変更事項の詳細について

(1) 現況届について

- ・児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。
令和4年度から、毎年6月1日時点の養育状況を住民基本台帳等で確認します。

※令和4年度課税(令和3年中)所得が未申告の方は税務課に申告くださいますようお願いいたします。

現況届の必要な方

1. 離婚協議中で配偶者と別居している方
2. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当等を受給している方
3. 住民票の住所が異なる支給要件児童を養育している方(別居監護)
4. 戸籍がない支給要件児童を養育している方
5. 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
6. その他、北中城村から提出の案内があった方

※上記に該当する方へ6月に現況届を送付いたしますので、期日までにご提出ください。

期日までに提出がない場合6月分以降の手当が受けられなくなります。

1. **提出期限**：令和4年6月30日(木) ※郵送の場合は**必着**。

2. **提出方法**：① **郵送**によるご提出

② **窓口**によるご提出

・受付時間：午前8:30～11:30 午後1:00～5:00

※土・日・祝日は受付できません。

・受付場所：北中城村役場 第二庁舎2階 福祉課窓口

3. 提出書類： ①児童手当・特例給付 現況届

②受給者（保護者）の健康保険証のコピー（3歳未満の児童がいる世帯）

※受給者＝児童手当・特例給付の振込先の方です（お子様ではありません）。

4. 別途提出が必要な書類

	必要書類
受給者の世帯員以外の方が窓口にて提出する場合	・委任状 ・窓口に来る方の身分証（運転免許証など）
令和4年1月1日現在、海外に居住していた方 (国内のどの区市町村にも住民登録がなかった方)	・所得に関する申立書 ※ 同封されていない場合、ご連絡いただければ用紙をお送りいたします。 ・パスポートのコピー（受給者と配偶者の分） (顔写真・令和4年1月1日前後の出入国記録のページ) ※ コピーの提出が困難な場合は、窓口で目視により確認を行います。
児童と別居していて、児童が北中 城村以外に住んでいる方	・別居監護申立書 ・児童の住民票謄本（本籍・続柄等が記載されたもの）
父母以外で、児童を養育している	・養育・監護申立書

方	
※その他提出していただく書類がある場合があります。原則、必要書類のご案内・届出用紙は同封しておりますが、同封されていなかった場合や以前と状況が変わった場合などは、別途ご案内いたしますので、福祉課にご連絡ください。	

※現況届をご提出いただき、記入漏れや必要書類の添付漏れなどがあった場合、不備書類の案内通知をお送りします。

■ 過年度分の現況届が未提出の方について

令和2年度、令和3年度の現況届の提出が確認できず、一時差し止め中の方は、当該年度の現況届の提出が必要です。対象の方は福祉課窓口までお願いします。

■ 次の変更事項があった場合はすみやかに届け出てください。

- ・ 児童を養育しなくなったこと等により、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・ 受給者や配偶者、児童の住所が変更になったとき（他の市町村や国外転出入を含む）
- ・ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき（婚姻や実親との事実婚、離婚など）
- ・ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）

※必要な届け出が遅れたために、過払い分が発生した場合は、過払い分を返還していただきます。

すみやかに手続きください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出をお願いいたします。

※現況届以外の手続きについては、窓口申請のみとなりますのでご了承ください。

(2) 特例給付について

- ・令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、手当は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が上限額を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますのでご注意ください。認定請求書の提出がない場合、児童手当等の支給をすることができません。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を支給し、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5000円）を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

4人 (児童3人+年収103万円以下 の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下 の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276



【問い合わせ】 北中城村役場 福祉課 児童福祉係 TEL935-2263